

## 八王子市資源集団回収事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内に居住する住民団体等(以下「団体」という。)が、一般家庭の日常生活にともなって排出される資源物を、市内に居住する住民から回収することにより、行政回収(市が実施する回収)と相互に補完し合いながら、ごみ減量及び資源物の有効な活用を図ることを目的とし、団体が自主的に分別し啓発事業を実施する資源集団回収事業に対し、予算の範囲内で交付する補助金について、補助金等の交付の手續等に関する規則(昭和35年八王子市規則第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付対象)

第2条 補助金の交付対象は、団体が実施する資源集団回収事業で、次に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 資源集団回収事業実施団体として登録をしていること。
- (2) 回収は、年3回以上実施していること。ただし令和元年度に団体の登録を行い補助金交付を受けた団体または、令和2年度に団体の登録を行った団体については、令和3年度は1回以上実施することで、補助金交付の対象とする。
- (3) 家庭から排出される資源物を自主的に回収していること。
- (4) 営利を目的としないもの。
- (5) 暴力団の活動を助長するものでないこと。

### (団体の登録)

第3条 前条に規定する団体で、補助金の交付を受けようとするものは、資源集団回収事業実施団体登録申請書(第1号様式)により各年度、資源物回収を実施する前に登録を申請しなければならない。

2 前項の規定により登録をした団体で、資源物の回収・運搬作業を資源回収事業者に依頼するものは、八王子市資源集団回収事業資源回収業者登録実施要綱第2条に規定する業者から、その選定を行わなければならない。

### (登録の変更等届出)

第4条 年度途中に次の各号のいずれかの登録内容に変更があった場合は、速やかに資源集団回収事業変更届(第2号様式)により市長に届け出なければならない。

- (1) 代表者
- (2) 送付先
- (3) 問い合わせ先

### (交付の額等)

第5条 補助金の対象となる資源物の品目及び補助金の単価は、別表に定めるとおりとする。

### (交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、事業を実施した日の属する会計年度内に下記の書類を市長に申請しなければならない。

- (1) 資源集団回収事業補助金交付申請書兼支払金口座振替依頼書(第3号様式)

- ( 2 ) 資源回収事業者が発行する八王子市専用資源集団回収仕切り伝票（第 4 号様式）
- ( 3 ) 回収量を計量器で計測した計量票の原本、または、市が指定した計量確認書。ただし、実施日ごとに必ず計量器で計量をしたものでなければならない。  
（市が指定した計量確認書は 1 日に 1 0 0 kg 未満の回収品目についての場合のみ使用が可能。ただし、生きびんを除く。）
- ( 4 ) 資源集団回収事業活動報告書（第 5 号様式）又は報告書の内容を満たす資料。ただし中間払い申請時を除く。

2 年度当初より 1 0 月末日までに 3 回以上の回収の実施を条件に、中間払いを申請することができる。中間払いは同年 1 1 月に補助金交付申請をするものとする。その際、交付申請書には中間払と表示して申請する。

（調査等）

第 7 条 市長は、補助金に関し必要があると認めるときは、補助金の交付の決定を受けた団体に対し報告を求め、もしくは文書を提出させ、または実地に調査を行うことができる。

（交付決定）

第 8 条 市長は、第 6 条に規定する交付申請を受けたときは、内容を審査し、適当と認めるときは、資源集団回収事業補助金交付決定通知書（第 6 号様式）により団体に通知する。

（補助金の請求）

第 9 条 補助金交付決定の通知を受けた団体は、市長が指定する書類により補助金を、請求するものとする。

（交付決定等の取消し）

第 10 条 市長は、被交付決定が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定等の全部または一部を取消することができる

- ( 1 ) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- ( 3 ) 本要綱の規定に違反したとき。

（補助金の返還）

第 11 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定等を取消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、別に期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

付則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

## 別表

### 資源集団回収事業補助金交付対象品目及び単価

品目			単価	備考
紙類	新聞	1キログラム	7円	
	雑誌		7円	(色上質紙含む)
	ダンボール		7円	
	牛乳パック		15円	
布類			7円	
びん類	生きびん 1	1キログラム	30円	生きびんとは、ビール、酒、ジュースびん等をいう。
	雑びん 2	1キログラム	30円	雑びんとはコーヒー、ジャム瓶等をいう。
金属類	スチール缶	1キログラム	10円	スチール缶とは、鉄製の空き缶をいう。
	アルミ缶		30円	アルミ缶とは、アルミ製の空き缶をいう。
	金属くず		10円	銅線、鉄なべ等をいう。

1 生きびん…リターナブルびんといい、一升びんや、ビールびん、牛乳びんなどのように洗って繰り返し使用できるびんをいう。なお、びんの回収量報告が本数で行われた場合は1本あたり「0.7kg」として、補助金額を計算するものとする。

2 雑びん…ワンウェイびんといい、一回限りの使用のために作られ、砕いて(カレット状)もう一度ガラスびんの原料となるびんをいう。なお、びんの回収量報告が本数で行われた場合は1本あたり「0.5kg」として、補助金額を計算するものとする。

また、第3号様式による補助金交付申請時に、各品目の合計数量に小数点以下が生じたは、切り捨てとする。